

24年4月からの学童クラブ利用児童を募集

【対象】区内在住の新小学1～3年生で、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童(心身に障害があり集団生活が可能な児童は6年生まで)

【利用日時(日曜日・祝日等を除く)】

- ▶民間事業者に運営を委託している学童クラブ(右表①)
- ▶月～金曜日…放課後～午後6時(延長利用は午後6時～7時)、▶土曜日・長期休業期間中の月～金曜日…午前9時～午後6時(延長利用は午前8時～9時・午後6時～7時)

※榎町・早稲田南町・富久小学校内・西新宿学童クラブは、休日利用(日曜日・祝日等の午前8時～午後7時)ができます。

●区直営の学童クラブ(右表②)

- ▶月～金曜日…放課後～午後6時、▶土曜日…午前9時～午後5時、▶長期休業期間中の月～金曜日…午前9時～午後6時
- 【費用】▶基本利用料…月額6,000円(生活保護受給世帯・中国残留邦人自立支援受給世帯・24年度住民税非課税世帯の方は、利用決定後、申請により利用料が減額される制度があります。減額申請は毎年度必要です)、▶延長利用料…1か月2,000円または1回200円(月2,000円を上限)、▶休日利用料(日曜日・祝日等)…1日1,000円

※延長利用・休日利用には別に申請が必要です。

【申込み】各学童クラブで配布する申請書に記入し、12月20日(火)～24年1月13日(金)(日曜日・祝日・年末年始を除く)に各学童クラブ(右表)へ直接お持ちください。申し込み時に保護者の方と簡単な面接をします。後日面接する場合もあります。

【問合せ】子ども総合センター児童館運営係☎(5273) 4544・各学童クラブ(右表)へ。

民間の学童クラブも利用できます

区内には、特色のある運営をしている民間の学童クラブ(区が運営費の一部を助成)があります。利用時間・利用料・運営内容等は、各クラブ(下表)へお問い合わせください。

学童クラブ名(運営主体)	所在地・電話番号
エイビイシ風の子クラブ(社会福祉法人杉の子会)	大久保2-11-3 ☎(3232) 2080
早稲田フロンティアキッズクラブ(株)フューチャーフロンティアズ)	西早稲田3-17-20 大仲第一ビル3階 ☎(3202) 5050
新宿せいが学童クラブ(社会福祉法人省我会)	下落合2-10-20 新宿せいが保育園内 ☎(3954) 4190

【募金受付期間】12月1日(火)～1月3日(火)を除く、1月6日(金)～12月29日(火)まで

【募金受付場所】同協議会

【募集】お見舞品として交通遣児・乳児院等に贈ります。また、募金を財源に、地域が主体となって実施する福祉活動やサービス等へ助成します。

【募金受付期間】12月1日(火)～1月6日(金)～12月29日(火)まで

【募集】お見舞品として交通遣児・乳児院等に贈ります。また、募金を財源に、地域が主体となって実施する福祉活動やサービス等へ助成します。

【募集】お見舞品として交通遣児・乳児院等に贈ります。また、募金を財源に、地域が主体となって実施する福祉活動やサービス等へ助成します。

【募集】お見舞品として交通遣児・乳児院等に贈ります。また、募金を財源に、地域が主体となって実施する福祉活動やサービス等へ助成します。

【募集】お見舞品として交通遣児・乳児院等に贈ります。また、募金を財源に、地域が主体となって実施する福祉活動やサービス等へ助成します。

【募集】お見舞品として交通遣児・乳児院等に贈ります。また、募金を財源に、地域が主体となって実施する福祉活動やサービス等へ助成します。

学童クラブ一覧

①民間事業者に運営を委託している学童クラブ

学童クラブ名	所在地	電話番号
信濃町	信濃町20	(3357)6851
四谷第六小学校内	大京町30	(3357)7891
榎町	榎町36	(3269)7304
早稲田南町	早稲田南町50	(5287)4321
富久小学校内	富久町7-24	(3358)9071
富久町	富久町22-21	(3357)7638
東戸山小学校内★	戸山2-34-2	(3205)0363
大久保小学校内★	大久保1-1-21	(3209)0803
子ども総合センター内	新宿7-3-29	(3232)0695
戸山小学校内	百人町2-1-38	(3204)8081
百人町	百人町2-18-21	(3368)8156
高田馬場第一	高田馬場3-18-21	(3368)8167
上落合	上落合2-28-8	(3360)1413
西落合	西落合1-31-24	(3954)1042
北新宿第一	北新宿2-3-7	(3369)5856
西新宿	西新宿4-35-28	(3377)9352

②区直営の学童クラブ

学童クラブ名	所在地	電話番号
本塩町	本塩町8	(3350)1456
北山伏	北山伏町2-17	(3269)7196
中町	中町25	(3267)3321
東五軒町	東五軒町5-24	(3269)6895
薬王寺	市谷薬王寺町51	(3353)6625
高田馬場第二	高田馬場1-4-17	(3200)5038
高田馬場第二分室★(戸塚第二小学校内)	高田馬場1-25-21	(3200)5038
中落合	中落合2-7-24	(3952)7163
中井	中井1-8-12	(3361)0075
北新宿第二	北新宿3-20-2	(3365)1121

- ★の学童クラブは、クラブのある小学校に在籍する児童のみ利用できます。
- 利用申請は各学童クラブのほか、併設の児童館や子ども総合センター・子ども家庭支援センターでもできます。

◆講座・催し等の申し込み◆

- ①講座・催し名
- ②〒・住所
- ③氏名(ふりがな)
- ④電話番号

(往復はがきには、返信用にも住所・氏名)

はがき・ファックスの記載例

※あて先は各記事の申し込み先へ。
※費用の記載のないものは、原則無料。

【問合せ】同協議会 ☎(5273) 2941へ。

【問合せ】同協議会 ☎(5273) 2941へ。

【問合せ】同協議会 ☎(5273) 2941へ。

【問合せ】同協議会 ☎(5273) 2941へ。

【問合せ】同協議会 ☎(5273) 2941へ。

【問合せ】同協議会 ☎(5273) 2941へ。

区職員の給与・職員数の状況等を公表します

職員の給与等

22年度の人件費の状況(普通会計決算)

住民基本台帳人口(23年4月1日現在)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B÷A)
284,225人	129,724,703千円	4,122,402千円	28,706,288千円	22.1%

(参考:21年度の人件費率は23.1%)

※決算額は「地方財政状況調査」の分析によるものです。

※人件費には特別職に支給される給料・報酬などを含みます。

※23年4月1日現在の区の総人口は、319,193人(外国人登録34,968人を含む)です。

22年度の職員給与費の状況(普通会計決算)

職員数(A)	給与費				1人当たり給与費(B÷A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
2,622人	10,606,286千円	3,867,932千円	4,263,312千円	18,737,430千円	7,146千円

※職員数は「地方公務員給与実態調査」による22年4月1日現在の普通会計に属する職員の数です。

※職員手当には退職手当を含みません。

ラスパイレース指数の状況

区分	新宿区	特別区平均
17年度	100.2	100.5
22年度	100.7	100.8

※ラスパイレース指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

給与の種類と内容(23年4月1日現在)

区分	新宿区		国									
	区役所	国										
給料	民間の基本給に相当し、仕事の内容及責任に応じて、給料表・級などにより区分しています。											
扶養手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>新宿区</th> <th>国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>13,700円</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>配偶者以外の扶養親族</td> <td>5,500円</td> <td>6,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※満16歳～22歳の扶養親族である子どもについて4,000円を加算(国の加算額は5,000円)</p>	区分	新宿区	国	配偶者	13,700円	13,000円	配偶者以外の扶養親族	5,500円	6,500円		
区分	新宿区	国										
配偶者	13,700円	13,000円										
配偶者以外の扶養親族	5,500円	6,500円										
地域手当	民間における賃金や物価が高い地域に勤務する職員に支給する手当											
支給率	18%											
住居手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯主</th> <th>扶養親族がいる者</th> <th>扶養親族がいない者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8,800円</td> <td>8,800円</td> <td>8,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国は借家等居住者への支給限度額27,000円</p>	世帯主	扶養親族がいる者	扶養親族がいない者	8,800円	8,800円	8,300円					
世帯主	扶養親族がいる者	扶養親族がいない者										
8,800円	8,800円	8,300円										
通勤手当	運賃相当額(1か月当たりの支給限度額55,000円。国の支給限度額も同じ)											
その他	管理職手当・初任給調整手当・単身赴任手当											
時間外勤務手当	職員1人当たり平均支給年額(22年度、再任用職員を除く)358,348円											
特殊勤務手当	著しく危険、不健康、そのほか特殊な業務に就いたときに支給する手当											
手当の種類(6種類)	特定危険現場業務手当、福祉事務所現業手当、心身障害者通所訓練施設等業務手当、感染症予防業務従事手当、放射線業務従事手当、清掃業務従事手当											
職員全体に占める手当支給職員割合	11.2%											
※職員1人当たり平均支給年額(22年度、再任用職員を除く)	157,266円											
※支給額・支給職員の多い手当は清掃業務従事手当、福祉事務所現業手当、心身障害者通所訓練施設等業務手当												
その他	休日給・宿日直手当・夜勤手当・管理職特別勤務手当・災害派遣手当											

区分	職員数		増減数(▲は減)	主な増減理由	
	22年	23年			
議会	15人	15人	0人	—	
総務	433人	432人	▲1人	職員配置の見直し等による減	
税務	92人	93人	1人	職員配置の見直し等による増	
労働	7人	8人	1人	職員配置の見直し等による増	
民生	981人	1,001人	20人	職員配置の見直し等による増	
衛生	444人	438人	▲6人	職員配置の見直し等による減	
商工	16人人	16人	0人	—	
土木	258人	264人	6人	職員配置の見直し等による増	
小計(A)	2,246人	2,267人	21人	—	
特別行政部門	教育(B)	377人	336人	▲41人	民間委託等の推進および職員配置の見直し等による減
普通会計部門	合計(C=A+B)	2,623人	2,603人	▲20人	—
公営企業等	その他(D)	159人	159人	0人	—
会計部門	合計(C+D)	2,782人[2,832人]	2,762人[2,808人]	▲20人[▲24人]	—

区分	新宿区		国	
	期末	勤勉	期末	勤勉
6月期	1.20月分(0.65)	0.70月分(0.35)	1.25月分(0.75)	0.70月分(0.35)
12月期	1.30月分(0.75)	0.65月分(0.30)	1.350月分(0.70)	0.65月分(0.30)
3月期	0.10月分(0.05)	—	—	—
計	2.60月分(1.45)	1.35月分(0.65)	2.60月分(1.45)	1.35月分(0.65)
職務段階等に 応じた加算措置	有		有	

※()は再任用職員の支給割合

※ []内は条例定数の合計です。

退職手当 退職時に支給する一時金(右表「退職手当の状況」参照)

職員の平均給料月額、平均給与月額と平均年齢の状況(23年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	新宿区 331,993円 東京都 331,172円	469,740円 467,372円	43歳 0月 42歳 6月
技能労務職	新宿区 うち清掃職員 うち用務員	425,948円 448,836円	48歳 6月 44歳 11月 52歳 6月
	東京都	415,615円	47歳 1月

職員の初任給の状況(23年4月1日現在)

区分	新宿区	国
一般行政職	大学卒程度 181,200円 高校卒程度 143,000円	I類 181,200円 II類 172,200円
技能労務職	134,900円	—

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(23年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒程度 264,957円 高校卒程度 220,133円	335,014円 253,750円	351,789円 318,288円
技能労務職	204,733円	241,000円	270,344円

※経験年数には、採用前の経歴などを加算する場合があります。

一般行政職の級別職員数の状況(23年4月1日現在)

区分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	部長	統括課長	課長	総括係長	係長・主査	主任主事	高度な知識が必要ない係員	2級～8級に属さない係員	計
職員数	27人	9人	53人	102人	431人	374人	313人	69人	1,378人
構成比	2.0%	0.7%	3.8%	7.4%	31.3%	27.1%	22.7%	5.0%	100%

※新宿区の給与条例に基づく給料表の級区分によります。

※標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

※職員数は「地方公務員給与実態調査」の分類による一般行政職の人数です。

※構成比は端数を調整しています。

職員数の状況・定員適正化の概要等

部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		増減数(▲は減)	主な増減理由
		22年	23年		
一般行政部門	議会	15人	15人	0人	—
	総務	433人	432人	▲1人	職員配置の見直し等による減
	税務	92人	93人	1人	職員配置の見直し等による増
	労働	7人	8人	1人	職員配置の見直し等による増
	民生	981人	1,001人	20人	職員配置の見直し等による増
	衛生	444人	438人	▲6人	職員配置の見直し等による減
	商工	16人	16人	0人	—
特別行政部門	土木	258人	264人	6人	職員配置の見直し等による増
	小計(A)	2,246人	2,267人	21人	—
特別行政部門	教育(B)	377人	336人	▲41人	民間委託等の推進および職員配置の見直し等による減
普通会計部門	合計(C=A+B)	2,623人	2,603人	▲20人	—
公営企業等	その他(D)	159人	159人	0人	—
会計部門	合計(C+D)	2,782人[2,832人]	2,762人[2,808人]	▲20人[▲24人]	—

※職員数は一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を有する休職者などを含み、臨時職員・非常勤職員を除いています。

※ []内は条例定数の合計です。

昇給の状況(22年度)

区分	全職種	一般行政職	技能労務職
職員数(a)	2,582人	1,938人	446人
昇給区分AまたはBの職員数(b)	760人	564人	132人
構成比率(b/a)	29.4%	29.1%	29.6%
昇給区分Cの職員数(c)	1,783人	1,344人	306人
構成比率(c/a)	69.1%	69.3%	68.6%
昇給区分DまたはEの職員数(d)	39人	30人	8人
構成比率(d/a)	1.5%	1.5%	1.8%

※定期評定の結果を昇給に反映させています。昇給区分はA(6号昇給)、B(5号昇給)、C(4号昇給)、D(3号昇給)、E(昇給なし)の5段階です。

※行政職は行政職給料表(一)適用職員です。技能労務職は行政職給料表(二)適用職員です。

※全職種欄には一般行政職・技能労務職のほかに医療職などを含み、教育長を除きます。

退職手当の状況(23年4月1日現在)

区分	新宿区		国	
	自己都合	定年・勲奨	自己都合	定年・勲奨
支給率	勤続20年	24.25月分	33.50月分	23.50月分
	勤続25年	32.50月分	43.50月分	33.50月分
	勤続35年	49.75月分	59.20月分	47.50月分
	最高限度	50.00月分	59.20月分	59.28月分
加算措置	定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		定年前早期退職特例措置(2～20%加算)	
	3,012千円		24,236千円	

※職員1人当たり平均支給額は、22年度に退職した全職員の平均額です。

※職員1人当たり平均支給額は、22年度に退職した全職員の平均額です。

特別職の報酬等の状況(23年4月1日現在)

区分	給料・報酬	地域手当	支給額計	期末手当(22年度)	
給料	区長	1,166,000円	151,580円	1,317,580円	6月期 1.40月分
	副区長	934,000円	121,420円	1,055,420円	12月期 1.50月分
報酬	議長	942,000円	—	942,000円	3月期 0.20